

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第13号議案 財産の処分について（うるま地区内賃貸工場）

【議案提出の理由】

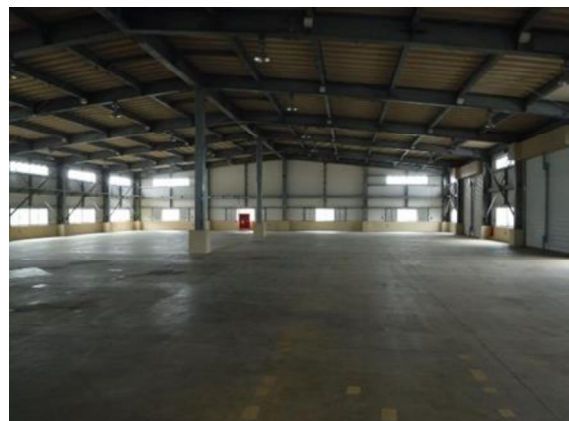
当該建物を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 建物の所在地 うるま市宇州崎 12 番地 59
- 2 建物の種類 工場・事務所
- 3 処分予定価格 113,850,000 円
- 4 契約の相手方 東拓工業株式会社 代表取締役 中西俊博

【説明】

当該財産の売払いについて公募を行い、譲受者として内定した企業へ売り払う。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第14号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 県道131号線に県が設置したグレーチングによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年8月27日
- 3 事故発生場所 八重瀬町字後原502番2先県道131号線上
- 4 損害賠償額 80,575円

【説明】

- 1 令和6年8月27日午後1時頃、八重瀬町字後原502番2先県道131号線に県が設置した側溝のグレーチングが車両の通過に伴い跳ね上がり、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に80,575円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 15 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

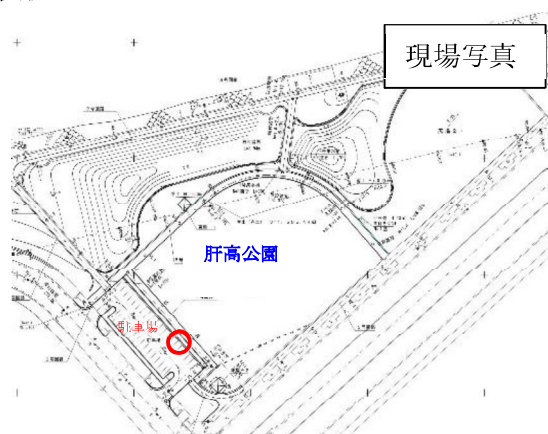
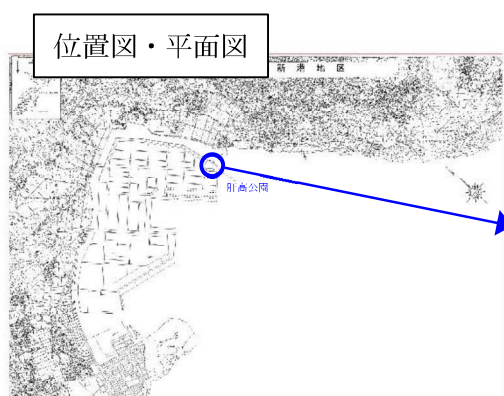
車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 6 年 8 月 13 日
- 3 事故発生場所 うるま市勝連南風原 5194 番 46 中城湾港新港地区肝高公園
駐車場
- 4 損 害 賠 償 額 299,700 円

【説明】

- 1 令和 6 年 8 月 13 日午前 10 時 45 分頃、中城湾港新港地区肝高公園において、港湾管理員（会計年度任用職員）が除草作業中に草刈機（刈払機）で小石をはね、同公園駐車場に駐車していた車両を損傷させた。
- 2 県は本件事故について、過失により損害を加えたことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 299,700 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第 16 号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項並びに地方公営企業法第 40 条第 2 項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第 8 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 令和 4 年に県立八重山病院で発生した医療事故に関して、遺族と交渉を行っていたが、合意に達した。
- 2 この医療事故に対する和解のための損害賠償の額を定める。

【説明】

経緯

- 1 令和 4 年 3 月 28 日、県立八重山病院において、呼吸困難となった患者に気管内チューブを挿入して蘇生術を行ったが死亡した。
- 2 その後、食道への誤挿入が判明した。
- 3 司法解剖の結果、死亡の主たる原因は、虚血性心疾患や敗血症であるとされた。
- 4 患者の家族と損害賠償について交渉を行っていたが、沖縄県議会の議決を得ることを条件として、損害賠償額 600 万円で和解契約成立の合意に達した。

○地方公営企業法

(地方自治法の適用除外)

第 40 条

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号、第 12 号及び第 13 号（損害賠償の額の決定）の規定は、適用しない。

○沖縄県病院事業の設置等に関する条例

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 8 条 病院事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 7,000 万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 300 万円以上のものとする。

提出議案の概要

【知事公室】

【議案名】

乙第17号議案 指定管理者の指定について（平和の礎）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 平和の礎
- 2 指定管理者となる団体 公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

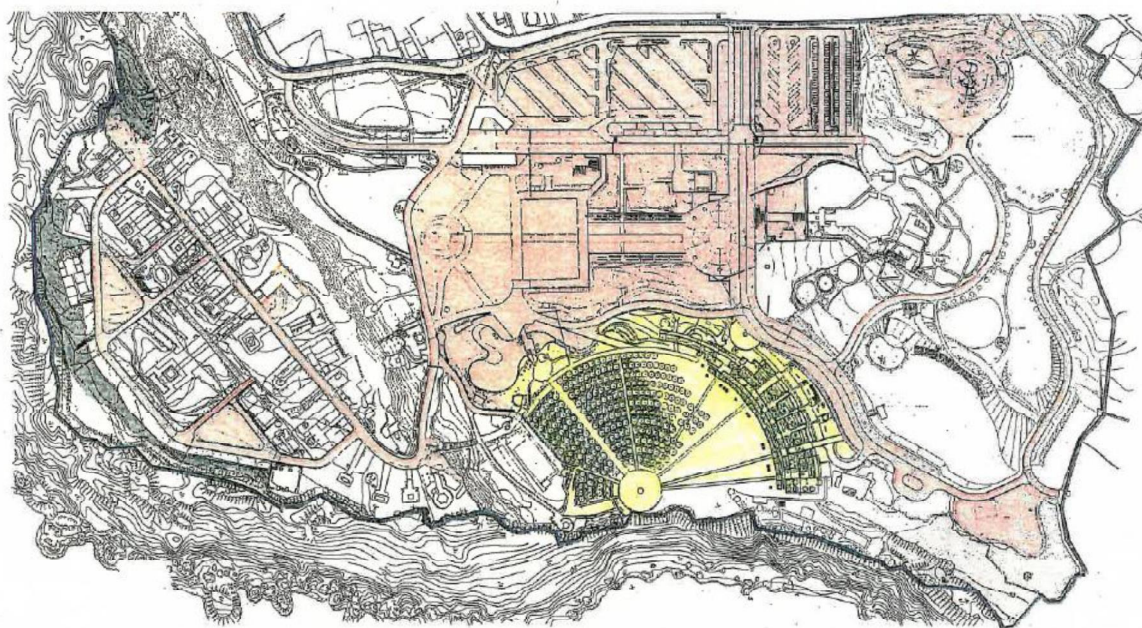
【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料 114,056千円

(参考)

- 1 現指定管理者 公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 2 現指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

「平和の礎」指定管理区域



※平和祈念公園内中央の黄色部分が平和の礎指定管理区域です。
なお、黄色部分内の平和祈念資料館の建物部分は除きます。

提出議案の概要

【生活福祉部】

【議案名】

乙第 18 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県総合福祉センター）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄県総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1 者
- 2 指定管理料 398,789 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

沖縄県総合福祉センター（那覇市首里石嶺町 4 丁目 373-1）



提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第 19 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県男女共同参画センター）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 沖縄県男女共同参画センター |
| 2 指定管理者となる団体 | 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 |
| 代表者 | 株式会社かりゆしエンターテイメント
公益財団法人おきなわ女性財団 |
| 3 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 応募団体数 | 1 者 |
| 2 指定管理料 | 319,407 千円
(参考) |
| 1 現指定管理者 | 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 |
| 代表者 | 株式会社かりゆしエンターテイメント
公益財団法人おきなわ女性財団 |
| 2 現指定管理期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

男女共同参画センター（那覇市西）



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 20 号議案 指定管理者の指定について（おきなわ工芸の杜）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | おきなわ工芸の杜 ^{もり} |
| 2 指定管理者となる団体 | おきなわ工芸の杜共同企業体 |
| 代表者 | 株式会社沖縄TLO
株式会社沖縄ダイケン |
| 3 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | |
|---------|------------|
| 1 応募団体数 | 2 者 |
| 2 指定管理料 | 194,796 千円 |

(参考)

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 現指定管理者 | おきなわ工芸の杜共同企業体 |
| 2 現指定管理期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

おきなわ工芸の杜（豊見城市字豊見城）



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 21 号議案 指定管理者の指定について（県民広場地下駐車場）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 県民広場地下駐車場
- 2 指定管理者となる団体 県民広場地下駐車場管理運営共同企業体
代表者 株式会社沖縄ダイケン
株式会社沖縄特電
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

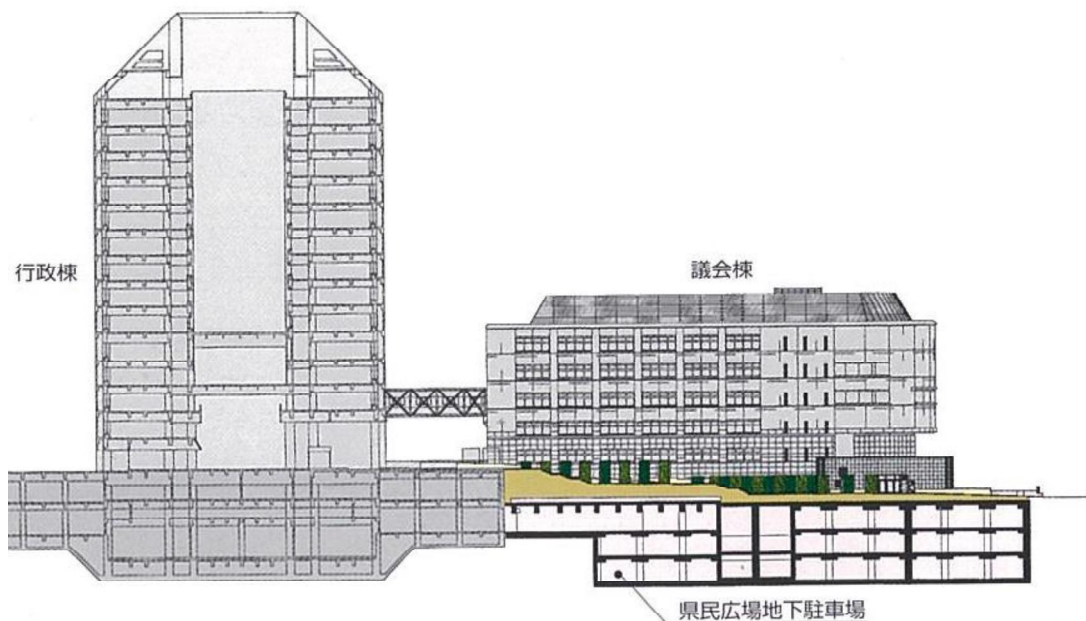
【説明】

- 1 応募団体数 2者
- 2 指定管理料 なし
- 3 固定納付金 令和7年度59,048千円 令和8年度62,816千円
令和9年度66,913千円

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社沖縄ダイケン
- 2 現指定管理期間 平成4年4月1日から令和7年3月31日まで

県民広場地下駐車場（那覇市泉崎）



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 22 号議案 指定管理者の指定について(てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場)

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

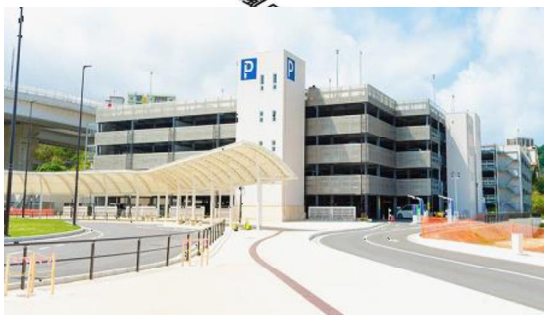
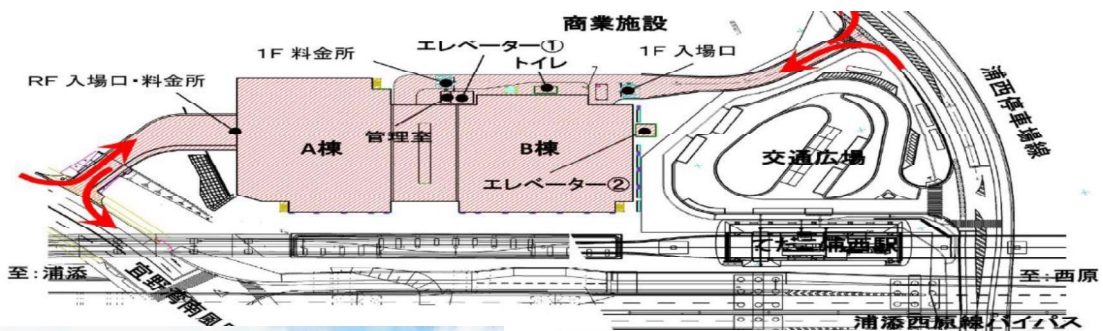
- 1 公の施設の名称 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 指定管理者となる団体 てだこ浦西駅パークアンドライド管理運営共同企業体
代表者 株式会社沖縄ダイケン
一般社団法人沖縄県レンタカー協会
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 3 者
- 2 指定管理料 なし
- 3 固定納付金 令和 7 年度 54,089 千円
令和 8 年度 56,311 千円
令和 9 年度 57,879 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社沖縄ダイケン
- 2 現指定管理期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



駐車台数	A棟	B棟
1F	99台	96台
2F	99台	103台
3F	99台	103台
4F	99台	103台
RF	87台	104台
小計	483台	509台
合計	992台	

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 23 号議案 指定管理者の指定について（名護中央公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 名護中央公園
- 2 指定管理者となる団体 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1 団体
- 2 指定管理料 142,934 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 名護中央公園管理共同企業体
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 24 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県総合運動公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄県総合運動公園
- 2 指定管理者となる団体 株式会社トラステック
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 2 団体
- 2 指定管理料 1,823,500 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社トラステック
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

